

東京戦災復興区画整理における南保賀の役割*

The Role of Iwau Nambo on Land Readjustment for War-Damage Reconstruction in Tokyo

中島 伸**

By Shin Nakajima

本研究は、東京都戦災復興区画整理において中心的役割を果たした石川栄耀の下で、現場の街区設計などで指導的役割を果たした南保賀に着目し、当時の東京都区画整理担当部局の変遷と、石川・南保の組織での役職の異動等を整理し、両者の復興区画整理における役割を考察した。また、南保の著作を取り上げ、これまで明らかと成っている石川の計画思想の影響を考察した。

本研究により南保の東京都に在籍していた期間は短いながらも、復興計画の方針が決定する重要な時期に在籍し、石川の計画思想をよく理解し、また南保自身も積極的に著作にまとめて発信し、区画整理技術の進展に寄与したことが明らかになった。

1. はじめに

第二次世界大戦中 1945(昭和 20)年 3 月 10 日の大空襲をはじめ、大規模な被害を受けた東京は、1946(昭和 21)年 9 月 11 日に公布された特別都市計画法の下、戦災復興事業⁽¹⁾に着手した。この復興計画を都市計画家で東京都都市計画課長(後に建設局局長)の石川栄耀が指揮した。これまでに石川の東京の戦災復興事業における業績は、多くの資料によってその計画思想や計画実態が明らかにされてきている。特に注目すべきところは、石川が戦前の名古屋で取り組み発展させてきた区画整理の計画技術をベースとした空間計画であろう。

1945(昭和 20)年 12 月 30 日の戦災地復興計画基本方針の閣議決定を受けて、東京都では、翌年 4 月 25 日に約 2 万 ha の土地区画整理を決定告示する。その年 10 月 1 日第 1 次事業地区告示(第 1~11 地区、570ha)によって、事業実施に入った。途中、1949(昭和 24)年 3 月 7 日のいわゆるドッジラインによる経済安定政策で計画の再検

討が行われ、大幅に縮小され、最終的には、事業計画区域約 1650ha(500 万坪)を 1953(昭和 28)年 12 月 23 日に告示し、29 の都施行地区、8 の組合施行地区が事業認可⁽²⁾された。

この全 37 地区に跨る事業地区に対して指導的役割を果たした石川栄耀の陰には、石川の構想を実現するべき下支えをした多くの技師の存在があったことは想像に難くない。そこで、本稿は東京戦災復興事業に関わった土木技師南保賀に着目し、当時の南保の経歴を振り返り、当時の東京都戦災復興区画整理事業の体制の変遷から、東京都戦災復興区画整理の計画立案時の事業実態を明らかにする。また、石川の直接の部下であった南保は、この時期石川同様に、東京戦災復興計画についていくつかの論考・著作を残しており、その中の内、『都市復興と区画整理の構想』を取り上げ、当時の現場技師に共有されていた東京戦災復興区画整理の技術的思想や、南保の果たした役割について考察する。

本稿の先行研究として、東京の戦災復興計画の全体像を石田⁽³⁾や越沢⁽⁴⁾が明らかにし、波多野⁽⁵⁾が戦災復興で唯一の組合施行について、石丸⁽⁶⁾は当初計画の内容について明らかにしている。西成⁽⁷⁾は、麻布十番をはじめ、石川の

*keyword : 戦災復興、区画整理、南保賀、石川栄耀、

**非会員 環境科学修士 (財)練馬区都市整備公社
練馬まちづくりセンター専門研究員

(〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-29-8)

設計思想が反映された事例として広場状空地が生まれる背景並びに設計意図は明らかにしている。また、これまで石川栄耀の東京戦災復興事業に与えた影響と実態については、中島ら⁷⁾や高崎⁸⁾が明らかにしている。東京都の戦災復興計画で南保賀の存在については、前述の西成や街区設計思想や計画実態を明らかにした中島⁹⁾¹⁰⁾によるものがあるが、南保賀とそれを取り巻く当時の東京都組織体制について考察されたものはこれまでにない。

2. 南保賀の経歴について

本章は南保賀の経歴について、特に東京の戦災復興区画整理に関わるまでを中心に概観する。南保の経歴については、記録があまりなく、東京戦災復興区画整理前後の活動実態や戦災復興計画にどのように関わったかもほとんど明らかにされていない。そこで、本稿では、1985年雑誌「橋梁」¹¹⁾に南保が寄せた鋼道路橋に関する述懐の中から戦災復興事業に繋がる部分を抜粋しながら整理する。

2-1. 戦前の橋梁技師としてのキャリア

南保は戦前に仙台の旧制二高を経て、1932(昭和7)年3月に東京帝国大学工科大学土木工学科を卒業しており、石川の後輩にあたる専門が橋梁設計の土木技師である。東京府に技師として赴任したのは1936年からで、1941年の春まで東京府橋梁課にて道路技師兼土木技師¹²⁾として、橋梁工事に従事した。具体的に南保が関わった橋梁の内記録が残っているものを挙げていくと、江戸川の浦安橋(1936)¹³⁾から始まり、中川に中川新大橋(1936)、多摩川は松村橋(1938)、境橋(1938)、調布橋(1939)、奥多摩橋(1939)、大師橋(1939)、万年橋(1943)、多摩川支流の浅川に大和田橋(1943?)、秋川に秋川橋(1943?)、新河岸川に浮間橋(1940)、鉄道橋は総武線の小岩陸橋(1936)、赤羽・山手線の赤羽跨線橋(1940)、東北本線千住跨線橋(1940)等がある。また、述懐¹⁴⁾によると、日中事変に伴う国家総動員法の発令を受けて、鉄鋼統制令により小松川橋と四ツ木橋の工事が困難であったことに触れている。これらの橋はいずれも鋼道路橋で、1921(大正10)年5月に決定された東京都市計画事業¹⁵⁾の一部であり、時代は関東大震災による帝都復興期の後半部にあたり、南保は自らの架橋技術を遺憾無く発揮した。

また、戦前東京府に赴任する前、南保は海外文献の技術書の翻訳も手がけている。1932(昭和7)年にドイツ、エー・

ノイマンの著した『近世道路工学』の訳¹²⁾が現在残っている。この本は、当時のドイツの最新の道路工事技術や計画理論に関するもので、南保はこれを1933年から1936年にかけて訳しており、我が国の土木技術の進展に貢献している。

1941年4月に橋梁課から終戦を迎える1945年の春までいくつかの現場出張所長を歴任した。第四道路出張所所長兼水元大緑地事務所所長に着任した後、第三道路出張所兼板橋方面疎開事務所所長、第三建設事務所所長を歴任する。この際手がけた事業としては、水元大緑地の建設、消防道路の築造、建物疎開事務の実施並びに空襲直後の復旧作業などであった。

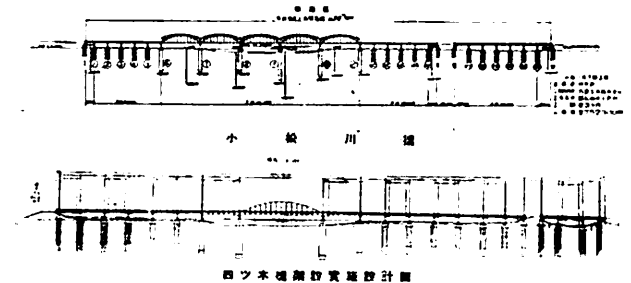


図-1 南保が手がけた小松川橋、四ツ木橋設計図¹⁷⁾

2-2. 戦災復興区画整理事業を手がけた数年

こうして東京の現場を歴任した南保は、1945(昭和20)年5月に内務省都市計画東京地方委員会的主席技師で東京都都市計画課長(勅任技師)であった石川の招きにより、都市計画地方委員会技師に任官した。ここで、敗戦後の東京に備えて、復興都市計画の策定に取り組むこととなった。敗戦前から、東京都戦災復興区画整理が事業実施されるまでの期間、南保自身が、具体的な業務としてどのように参画したかわからないが、述懐では、

「(復興計画の)最初の取りかかりは戦後の東京の都市としての性格を想定して先づ(中略)用途地域制を計画した上で、幹線街路網、高速鉄道網、公園緑地、運河計画、港湾計画等を樹ててこれが都市計画決定の議決を計った。更に全国戦災都市の復興を円滑にするための法案の策定を内務本省の担当事務官とともに検討して、特別都市計画法案、罹災土地借地借家臨時措置法案などの法案を成立させた¹⁸⁾。」

とあり、これまでに知られている石川の功績の影で、南保も復興計画に対する思考を高めていったことが伺える。

こうして国、都の復興事業の方針が固まり、事業決定し て行く中で南保は、1946 年東京都区画整理課長に着任し、

表— 1 東京都戦災復興区画整理事業担当部署の変遷

年	復興区画整理に関する出来事	東京都区画整理担当部署の変遷／石川栄瑠・南保賀の動き
1933 年		9. 石川栄瑠、内務省都市計画東京地方委員会赴任
1943 年		7.1 都制開始 当初港湾局、計画局で開始 石川栄瑠、兼任東京都都市計画課技術係長 10. 石川栄瑠、東京都計画局道路課長就任
1944 年		10. 石川栄瑠、東京都計画局都市計画課長兼務
1945 年	12.20 帝都復興改造案要綱 12.30 戦災地復興計画基本方針	5. 南保賀、内務省都市計画東京地方委員会技師赴任（後に東京都都市計画課技術係長兼任）
1946 年	7.4 復興土地地区画整理設計標準 9.1 東京都土地地区画整理実施方針 9.11 特別都市計画法 10.1 第 1 次都施行告示（第 1 ～ 11 地区）	2.1 港湾局廃止、計画局が建設局に改称し統合 7.11 建設局土地整理課開設 建設局 土地整理課 庶務係 整地係 補償係 土地係 測量係 12.27 土地課と区画整理課に分割 建設局 土地課 指導係 補償係 用地係 区画整理課 庶務係 計画係 整地係 回收係 工事係 測量係 南保賀、区画整理課（課長）に着任
1947 年	2.27 第 2 次都施行告示（第 12 ～ 16 地区） 12. 第 1 次都施行事業認可開始	3. 南保賀（前職、区画整理課長）、山口県土木部道路課長任官 6.3 区画整理課に移転補償係が追加される 建設局 土地課 指導係 補償係 用地係 区画整理課 庶務係 計画係 整地係 回收係 工事係 測量係 移転補償係
1948 年	3.20 第 3 次都施行告示（第 17 ～ 41 地区） 9. 第 1 次都施行事業認可完了	5.3 土地課と整地工事課と区画整理課に改変 建設局 土地課 指導係 評価係 用地係 測量係 整地工事課 事務係 工事係 区画整理課 庶務係 計画係 整地係 移転補償係 6. 石川栄瑠（前職、都市計画課長）建設局長就任
1949 年	3. ドッジライン、事業規模縮小へ 6.24 戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針 11. 第 2 次都施行事業認可開始	6.14 土地課廃止 建設局 整地工事課 事務係 工事係 区画整理課 庶務係 計画係 整地係 補償係
1950 年	6. 第 3 次都施行事業認可開始	2.14 臨時露店対策本部創設 石川栄瑠、建設局臨時露天対策本部長就任 建設局 臨時露店対策本部 世話係、土地係 整地工事課 事務係 工事係 区画整理課 庶務係 計画係 整地係 補償係 4.1 臨時露店対策本部廃止
1951 年	3. 第 2 次都施行事業認可完了	
1952 年	5. 第 3 次都施行事業認可完了	11.1 部制採用 区画整理部へ統合 建設局 区画整理部 監理課 技術課 換地課 補償課
1955 年		6.6 補償課廃止 建設局 区画整理部 監理課 技術課 換地課

復興区画整理の設計を指揮する立場となる（東京都の区画整理事業実施体制については後述する）。

2-3. 戦災復興後の各地での活躍

しかし、南保が東京の戦災復興に関わっていた期間は決して長くなかった。異動の内示は、南保にとっても思ったよりも早く⁽⁹⁾1947年3月内務省の発令によって、山口県道路課長に赴任することとなる。ここでの業務は、戦前期同様に、橋梁設計、架橋工事などの任であり、岩国の門前橋の架橋などにあたった。その後、1950年12月には、新潟県道路課長、1955年7月には宮城県道路課長、1957年7月には香川県土木部長と歴任し、各地の河川の橋梁工事に尽力する。その後、1960年住友重機械工業の前身である浦賀ドック（株）に請われ、役員となった。当時の土木出身者で重工業会社の役員となったのは南保がはじめてだという。ここで南保は橋梁技術を民間に指導し業界の発展に寄与した。

ここまで、南保の経歴を追うと、区画整理に関する事業や計画立案に従事したのは、東京都に配属されていた1945年5月から1947年3月までの戦災復興期のわずか2年弱の期間であることがわかる。

3. 復興区画整理の事業組織の変遷

本章は、南保が着任した期間、東京の戦災復興区画整理事業がどの段階にあり、南保が事業にどのように関与していたかについて考察する。そこで、東京都制が敷かれて以降、区画整理事業に従事した担当部署の変遷を整理し、戦災復興区画整理事業を事業主体である東京都が組織体制を明らかにする（表-1）。

3-1. 東京都の事業組織の変遷

戦災復興区画整理の事業施行主である東京都は戦前東京府と東京市を組織改編し、1943(昭和18)年7月1日東京都制が敷かれ誕生した⁽¹⁰⁾。東京都制が敷かれた1943年時点で東京都内では旧都市計画法に基づいた区画整理事業は行われていたが、これを専従する課は存在しなかった。1945年12月帝都復興改造案要綱が出された翌年7月11日に区画整理を専門で扱う課が建設局に土地整理課が設置される⁽¹¹⁾。この時の「土地整理」という言葉は、宅地の適正化を行うという意味で、土地収用と土地区画整理の2つが実際の手段として考えられていたためである⁽¹²⁾。

土地整理課発足2ヶ月後の9月1日に示された東京都

復興土地区画整理実施方針を受けて、土地整理を区画整理事業で行うことと決定し、10月には第1次施行地区である11地区が告示され、区画整理事業が本格化する。そのため、土地整理課は、12月には土地課と区画整理課に分割され、区画整理事業に注力する体制をつくる。その後、1947年2月には第2次施行地区が告示、1948年3月に第3次施行地区告示と、計画が確定していく。

計画が確定してくると次の段階は、事業が実際に動いていくことになるが、区画整理課では1947年の6月に課内移転補償係を設置し、1947年12月から始まる事業認可に備えた。1948年には工事が本格化することを受けて、整地工事課を設置し、1949年には調査測量などを扱う土地課はこの時点でほぼ完了したのであろう、廃止している。その後1950年には前年よりGHQの指示によって公道上の露店の整理対策として、臨時露店対策本部が建設局内に設置され、石川は本部長を兼任している⁽¹³⁾。

1952年5月には全ての地区で事業認可が完了し、同年11月には部制度が導入され、区画整理部へ組織統合された。事業認可完了を受けて、新しい区画整理部には、計画セクションが廃止となり、換地へと事業段階が移行し、1970年代まで換地処分完了にはさらに年月を要することとなる⁽¹⁴⁾が、計画としては一応の完成を見ることとなる。

東京都の区画整理担当部署は戦災復興区画整理の必要性から生まれた。そのため、急場で拵えた（であろう）土地整理課は、体系だった組織の形態をとらず、復興区画整理の事業の進捗に合わせて、ほぼ1年単位でその時の状況に応じて柔軟に課・係を設置し、組織を改編していった。戦後の人手不足の中でその場しのぎの体制ともとれる一方で、状況に応じて、適材を配置する運動的な組織体制であった。

3-2. 石川と南保の異動の変遷

まず石川の東京都における組織遍歴を見ていくと、1933年に内務省都市計画東京地方委員会の第一技術部長に赴任した石川は、1943年7月の東京都制施行に伴い東京都都市計画課技術係長を兼任する。その後、道路課長を経て1944年には、都市計画課長に就任し、戦災復興計画を立案する。1948年には、建設局長に就任し、自らの立案した計画の責任者として、実現に尽力する。

一方、石川に請われて東京都都市計画地方委員会に赴任した南保は、東京都においても石川の前ポストであった技術

係長を兼任し、石川の下で、東京の戦災復興計画の構想に関わる。終戦間際から復興計画の構想、内務省との法制度に関する議論など、復興体制が整う前の準備段階に参画したとされる。1946(昭和21)年11月に石川が中心となって起草した「東京復興都市計画概要(東京都建設局)」は、一都市の復興都市計画という視点だけでなく、東京の復興計画から、国全体の法制度の改正も目論むものであった⁽¹⁴⁾。南保は、こうした作業を通じて石川の計画理念を吸収していった。計画立案後、土地整理を区画整理事業で実施することが決定し、1946年南保は区画整理課長に着任し、区画整理の街区設計を含めた実施に向けた計画の現場指揮を行った。これまでの石川の設計思想に基づき、東京都復興区画整理が実現していくことになるが、こうした一連の事業成果の背後には、南保ら現場技師による尽力があったと言えるだろう。

ここで両者の関係を整理すると、石川は都市計画課長として計画立案を行い、建設局長として事業実施の責任者へと昇任する一方で、南保は石川とまとめあげた戦災復興計画を区画整理課長として、その計画理念を実際の街区設計などの現場の技師に反映する任についていったと言える。

4. 著作『都市復興と区劃整理の構想』について

石川や南保らによる議論の成果が、事業計画として示される一方で、内外に計画とその理念を知らしめるべく、論文や著作物にまとめて発表していった。この時期、石川は、『新首都建設の構想(1946年4月)』、『都市復興の原理と実際(1946年10月)』、『帝都復興都市計画の報告と解説』、『新建築1947年1月』等の論考を矢継ぎ早に発表し、新聞や映画など復興計画の紹介につとめるが、南保もこれに追随、補完する形で、「東京の復興都市計画に就いて」、『技術(1946年7月)』、「東京都復興区劃整理事業の構想に就いて」、『新建築1947年4月』、『都市復興と区劃整理の構想』(1947年11月)などの論文を発表し、復興計画の普及啓発に努めた。本稿では、南保の単著である『都市復興と区劃整理の構想⁽¹⁴⁾』を取り上げ、南保の区画整理に関する到達点及び石川の影響について考察する。

4-1. 本書の位置づけ

南保が山口県に赴任になった半年後の1947年11月に、『都市復興と区劃整理の構想』が出版される。本書の構成は、区画整理事業制度の整理、事業実施方法の解説と東京

表2-『都市復興と区劃整理の構想』の構成

章	内容
序	石川栄雄による序文 南保實による序文
第1章	土地区画整理事業の概要
第1節	土地区画整理事業の内容
第2節	準拠すべき法則
第3節	整理施行者
第4節	施行区域
第5節	減歩補償金
第6節	土地区画整理委員会
第2章	土地区画整理事業の実施順序
第1節	土地区画整理区域及び整理施行地区
第2節	権利申告及土地区画整理委員会選挙
第3節	現況調査
第4節	区画整理の設計
第5節	建築物及工作物の移転
第6節	換地処分
第7節	土地評価及換地清算
第3章	首都復興計画の構想
第1節	首都戦災の状況
第2節	首都復興都市計画の主眼点
第3節	用途地域
第4節	特別地区
第5節	都市計画公園及緑地帯
第6節	交通計画
第7節	今回の復興土地区画整理の計画内容
第4章	建築制限
第1節	関係法規
第2節	勅令第389号に依る建築制限
第3節	臨時建築等制限規則
附録	
(1)	特別都市計画法
(2)	臨時建築等制限規則

都復興計画の構想の解説に大きく分かれ、付録として当時の建築制限の解説がついている。目次構成は表2の通りである。本書の執筆期間がその前に発表された論文⁽¹⁵⁾の後だとすると、同年の春から秋にかけてと推測される。この時期は、12月から第4地区錦糸町から順次、事業計画の認可が始まる少し前にあたるため、まさに区画整理の街区設計段階にあった。本書は南保の単著とはいえ、文中「今回の区画整理の結果が所謂基盤目街路が縦横に走る形式にならないのを不審に思ふ方も相当ある様であるが⁽¹⁶⁾」という記述からも設計上で執筆されていることが読み取れ、本書は東京都のセミオフィシャルな設計方針を示した著作と言えるだろう。

4-2. 首都復興計画の構想

本書の核心である「第3章首都復興計画の構想」を見ると、先行する石川の論文⁽¹⁶⁾に符合する形で、首都復興都市計画の主眼点を「イ、都市能率高き都市 就中生産能率高き都市 ロ、文化創造に適応せる都市 ハ、観光価値ある都市 ニ、心身の保健化に適応する都市 ホ、協同生活に適応する都市」と5つの原則を掲げている。

石川の影響を強く感じさせる本書において南保の独自性とも言える現場の技師として踏み込んだ記述になっているのが「第7節今回の復興土地区画整理の計画内容」である。本節は、先行する南保の論文⁽¹⁶⁾を下地としながら

も、「小公園及広場」や「商店地区」などについて、さらに踏み込んだ定性的な記述を行い、具体的な空間イメージの提示がされており、全国共通の設計標準には見られない東京都独自の設計方針を読み取れる⁽¹⁷⁾。

「小公園及広場」では、駅前造成される交通広場とは別に社会広場を構想し、「最大のねらいは市民生活の封建性打破である。こゝは市民の交歓の場となり、憩ひの場となる⁽¹⁸⁾」ことを目指した⁽¹⁹⁾。「商店地区」では、自動車交通社会の到来に対応した商店街の在り方として、従来の路線型で幹線道路に存在するのではなく、「買物若くは娯楽の場所はゆったりした落ち付いてゐる所でなければならない」とし、「主要商店街は必ず幹線道路の近くであつて、而も幹線を外す様計畫する」こととして、商店街の配置の仕方についても言及している。また、商店地区では盛り場についても触れられ、石川の言葉を引用して、「家族で楽しめる盛り場」など、その背後に石川の盛り場計画の思想⁽²⁰⁾や戦前の名古屋での石川の実践⁽²¹⁾が通底しており、石川の影響下で目指すべき都市像の共有化が図られていたことがわかる。

その中で南保は美観についても述べており、「区画割街路は単なる碁盤割でなく、全体的に理念をもった組織ある系統立った組み方をし、市民生活の合理化と都市の美観を保つ如く設計する」として、街角剪除（街区の隅切り）の南保独自の数値基準を示している。隅切りの目的は、「自動車交通都国消防自動車の為街角を剪除するのであるが、これに抛り街角には小広場が出来る事になり、美観及保健的な価値が二次的に生まれてくる⁽²²⁾」として、隅切りを大きくとることで、隅切りによる交差点空間を小広場空間として積極的に利用しようとした。これは、当時の設計標準と比較しても、対応する街路幅員の基準を詳細に設けて、当時戦災復興街路標準よりも一回りずつ大きく設定している。

4-3. 石川の本書の評価

石川は本書の序文にて、区画整理技術の本質を、「土地の交換分合技術」に過ぎないとし、その公平さの約束は前提としながらも、交換分合に終始する技術であつてはならないと説く。「良き住宅地を造り、良き工場地を造る技術」になって「絶対の価値」が生じるとしている。その中で、南保を「頭の鋭い、実行力のある、又技術家に稀な法理に明るい」と評し、本書は、こうした新しい技術のみならず

法利から交換分合技術まで縦横に「新しき理念に基づき再編成を試みた美事な一投石」として評価している。

石川の言う「新しき理念」とは石川が戦前から積み上げてきた区画整理技術論の理念に他ならない。本書の成果は当然ながら石川の影響の下で、東京都の戦災復興計画の方針から南保がまとめあげたものである。石川は、従来からの土地交換分合だけで終始しない空間計画のできる区画整理の技術者を求めている。石川がなぜ橋梁技師であつた南保を東京地方委員会に招き、東京の戦災復興計画に関わらせたのか、その意図は明らかではない。しかしながら、南保はその石川の期待に応え、短い期間ながら、区画整理技術の進展に大きく貢献したと言えるだろう。

5. まとめ

本稿は、石川栄耀を中心としながら事業実施してきた東京都戦災復興事業について、組織体制を柔軟に対応させながら事業展開の一端を明らかにした。その際、終戦直前の計画立案という重要な時期から参画し、区画整理の設計段階において、現場を指揮した南保賀の存在は陰ながら大きいものであつた。石川のこれまでの経験に基づく計画思想や設計理念を実現していく上で、南保の貢献は著作による石川の理念の理解度から見ても、決して小さくなかったと言える。また、橋梁の専門家であり、その後のキャリアにおいても戦災復興期の一時期のみの区画整理従事であるにも関わらず、著作物の刊行も行い、区画整理を中心とした都市計画技術の進展させた点も意義深いと言える。復興期の短期間にも関わらず、元々の分野外において、これだけの成果を発揮できた当時の技師の統合的視野と能力の高さは特筆すべきことであろう。

参考文献

- 1) 石田頼房『日本近現代都市計画の展開』自治体研究社、2004年
- 2) 越沢明『東京の都市計画』岩波新書、1991年
- 3) 波多野憲男「東京戦災復興における組合施行土地区画整理事業」、『東京 成長と計画 1868-1988』東京都立大学都市研究センター、1988年
- 4) 石丸紀興「都市計画地方委員会議事記録を通しての東京都区部の当初戦災復興計画に関する研究」『日本都市計画学会論文集』、No.23、pp.517-522、1988年
- 5) 西成典久「麻布十番戦災復興計画と石川栄耀の理想的商店街ー広場状空地の出自とその経緯に着目してー」『日本都市計画学会論文集』No.41-3、pp.929-934、2006年
- 6) 西成典久「東京戦災復興区画整理事業にみる広場状空地の出自とその背景に関する研究」『日本都市計画学会論文集』

- No.42-3、pp.409-414、2007 年
- 7) 中島直人ほか『都市計画家 石川榮耀 都市探求の軌跡』鹿島出版会、2009 年
- 8) 高崎哲郎『評伝 石川榮耀<社会に対する愛情、これを都市計画という>』鹿島出版会、2010 年
- 9) 中島伸「東京都戦災復興区画整理事業地区における街区設計の思想に関する研究 区画整理設計標準の比較を通して」『日本建築学会計画系論文集』、第 74 巻、第 645 号、pp.2407-2414、2009 年
- 10) 中島伸「東京都戦災復興区画整理事業における市街化計画からみた計画実態に関する研究」『都市計画論文集』、44-3 号、pp.811-816、2009 年
- 11) 南保賀「私の見てきた鋼道橋梁の思い出と変遷」橋梁 Vol.21No.4-7、1985 年
- 12) エー・ノイマン著、南保賀訳『近世道路工学 第一巻』コロナ社、1933 年 12 月 25 日
エー・ノイマン著、南保賀訳『近世道路工学 第二巻』コロナ社、1934 年 8 月 20 日
エー・ノイマン著、南保賀訳『近世道路工学 第三・四巻』コロナ社、1936 年 11 月 20 日
- 13) 藤野敦『東京都の誕生』吉川弘文館、2002 年
- 14) 南保賀『都市復興と区画整理の構想』新地館、1947 年
- 15) 南保賀「東京都復興区画整理事業の構想に就いて」『新建築』、第 22 巻第 3 号 pp.28-35、1947 年
- 16) 石川榮耀「帝都復興都市計画の報告と解説」『新建築』、22 巻 1 号、1947 年
- 17) 鶴田佳子ら「名古屋市中における戦前の区画整理設計標準の発展過程に関する研究」『日本都市計画学会学術研究論文集』No.29、pp.211-216、1994 年

注

- (1) 事業概要については、以下を参照した。
建設省『戦災復興誌』、建設省、1991 年
東京都建設局区画整理部計画課『甦った東京 東京都戦災復興土地地区画整理事業』東京都建設局区画整理部計画課、1987 年
- (2) 組合施行で 1948(昭和 23)年 9 月 7 日に事業認可された代々幡地区は、その後実施されずに解散した。
- (3) 当時の高等官技師は課の次席で現在の専門官のような職務であった。
- (4) 括弧内は施行年。
- (5) 参考文献 11) No.4 pp.55 右 1.6・pp.57 右 1.12
- (6) 事業は、第一期から第四期までに及び、事業時期は、第一期大正 10 年度～、第二期昭和 2 年度～、第三期昭和 8 年度～、第四期昭和 11 年度～からとなっている。
- (7) 出典：『道路』橋梁特集号、1940 年第 2 巻第 11 号日本道路技術協会 p.55
- (8) 参考文献 11) No.4 pp.58 右 1.26・pp.59 左 1.2
- (9) 南保自身にとっても、終戦後 2 年弱しか経っておらず、帝都復興事業には大いに未練があったという。参考文献 11)No.4 p.59 左 1.17-22
- (10) 東京都『東京都職制沿革』東京都、1996 年、を元に作成。
- (11) 1945 年 12 月 30 日閣議決定『戦災地復興計画基本方針』「5 土地整理 (2) 土地整理の方法は土地地区画整理又は買収に依ることとし必要に応じて地券の発行等の方法を考慮すること」とある。
- (12) 露店整理事業については、参考文献 7)p.236-239 に詳しい。
- (13) 2008 年現在で東京都戦災復興区画整理は、清算金支払い業務が残っており、それに付随して係争中のものもあり、完全に事業完了していない。
- (14) 法制度の改正を見越して特別地区制度などを盛り込んでいたが、法改正は実現されなかった。

- (15) 参考文献 14)p.104 1.7-8
- (16) 参考文献 15)
- (17) 参考文献 9)
- (18) 参考文献 14)pp.98-99
- (19) 実際のこのような構想の下で造成された小広場の実態については、参考文献 6)に詳しい。
- (20) 石川の盛り場論については参考文献 7)pp.214-236 参照。
- (21) 石川榮耀による戦前期の名古屋市での区画整理の取り組みについては、参考文献 17)に詳しく、この中で石川によるグリッドプランを批判した有機的設計の実践について述べられている。
- (22) 参考文献 14) p.113 1.1-2